

令和 2 年 9 月 8 日

第 6 回 廿日市市議会議案
(第 3 回 定例会)

廿 日 市 市

第6回廿日市市議会議案目次

報告第21号	市が資本金の2分の1以上を出資等している法人の経営状況説明書について 1
報告第23号	専決処分事項の報告について 3
議案第77号	廿日市市宮島まちづくり交流センター設置及び管理条例 5
議案第78号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 17
議案第79号	廿日市市産業振興基本条例の一部を改正する条例 21
議案第80号	廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 25
議案第83号	公の施設の指定管理者の指定について 29
議案第84号	公の施設の指定管理者の指定について 31
議案第85号	財産の取得について 33
議案第86号	廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について 35
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 37

報告第 2 1 号

市が資本金の 2 分の 1 以上を出資等している法人の経営状況
説明書について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、市が資本金の 2 分の 1 以上を出資等している法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 8 日

廿日市市長 松 本 太 郎

報告第 23 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 9 月 8 日

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 6, 518 円
- 2 専決処分年月日 令和 2 年 8 月 5 日

(参考事項)

令和2年7月28日市道阿品高通線路上で発生した路面不全事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第 77 号

廿日市市宮島まちづくり交流センター設置及び管理条例案を次のように提出する。

令和 2 年 9 月 8 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市宮島まちづくり交流センター設置及び管理条例

(設置)

第1条 地域の生涯学習及びまちづくりの振興を図るとともに、ふれあいと交流を通じて活力ある地域社会を創造するため、廿日市市宮島まちづくり交流センター（以下「交流センター」という。）を設置する。

2 交流センターは、本館及び分館によって構成する。

(区分、名称及び位置)

第2条 交流センターの区分、名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名 称	位 置
本館	廿日市市宮島まちづくり交流センター	廿日市市宮島町4 1 2番地
分館	廿日市市宮島まちづくり交流センター杉之浦	廿日市市宮島町9 9 3番地1

(事業)

第3条 交流センターは、次の事業を行う。

- (1) 生涯学習の推進に関すること。
- (2) まちづくり活動の支援に関すること。
- (3) 市民と来訪者との交流促進に関すること。
- (4) その他交流センターの目的を達成するために必要な事業に関すること。

(開館時間)

第4条 交流センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第5条 交流センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 本館にあつては、次に掲げる日

ア 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日（アに掲げる日を除く。）

(2) 分館にあつては、次に掲げる日

ア 祝日法第2条に規定する日

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日（アに掲げる日を除く。）

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の休館日以外の日に交流センターの全部若しくは一部を臨時に休館し、又は同項の休館日に交流センターの全部若しくは一部を臨時に開館することができる。

（使用の許可）

第6条 交流センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、交流センターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

（使用許可の制限）

第7条 市長は、申請者の施設等の使用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) その他管理運営上支障があると認められるとき。

（使用料の納付等）

第8条 別表に掲げる施設等を使用する者は、同表に定める使用料を納付

しなければならない。

2 使用料は、第6条第1項の施設等の使用の許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の方法を制限することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 第7条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

2 市は、前項の規定により施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の方法を制限したことによって、使用者に損害を与えることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

(指定管理者による管理等)

第10条 交流センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者が交流センターの管理を行う場合には、交流センターを利用する者が納付する利用料金は、当該指定管理者の収入とする。

3 第4条から前条まで及び別表の規定は、第1項の規定により指定管理者に交流センターの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第4条第2項	市長	指定管理者
	認めるときは	認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て
第5条第2項	市長	指定管理者
	認めるときは	認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て
第6条	使用	利用
	市長	指定管理者
第7条	市長	指定管理者
	使用	利用
第8条第1項	使用	利用
	同表に定める使用料	同表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金
第8条第2項	使用料	利用料金
	使用	利用
	市長	指定管理者
第8条第3項	市長	指定管理者
	使用料	利用料金
第8条第4項	使用料	利用料金
	市長	指定管理者
第9条第1項	市長	指定管理者
	使用	利用
	使用者	利用者
第9条第2項	使用	利用
	使用者	利用者
別表	基本使用料	基本利用料金

別表の1の表 の備考1	使用者	利用者
	使用	利用
	使用料	利用料金
	この表に定める額	この表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金
別表の1の表 の備考2	使用許可時間	利用許可時間
	使用時間	利用時間
	使用	利用
	使用料	利用料金
	使用区分に係る基本使用料	利用区分に係る基本利用料金を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金
別表の1の表 の備考3	使用料	利用料金

(指定管理者の指定の申請)

第11条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る交流センターの指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、交流センターの利用者の平等な利用を確保できるものであること。

- (2) 事業計画書の内容が、交流センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、地域の実情に適合したものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流センター設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業
- (2) 交流センターの利用の許可に関する業務
- (3) 利用料金の徴収に関する業務
- (4) 交流センターの施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交流センターの運営に関して市長が必要と認める業務

(事業報告書の作成及び提出)

第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第15条 市長は、交流センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期に又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第16条 市長は、指定管理者が第14条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによって、指定管理者に損害

が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、交流センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条から第9条までの規定及び別表の規定は、令和2年10月1日から施行する。

(廿日市市宮島観光会館設置及び管理条例の廃止)

2 廿日市市宮島観光会館設置及び管理条例(平成17年条例第52号)は、廃止する。

(廿日市市市民センター条例の一部改正)

3 廿日市市市民センター条例(昭和47年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中廿日市市宮島市民センターの項及び廿日市市宮島杉之浦市民センターの項を削る。

第13条第3項の表左欄中「別表第1の16の表から19の表まで」を「別表第1の16の表及び17の表」に改める。

別表第1の18の表及び19の表を削る。

別表(第8条関係)

1 本館

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
集会室1	430円	490円	550円	980円	1,040円	1,540円
集会室2	410円	470円	530円	950円	1,010円	1,490円

会議室	150円	170円	190円	350円	370円	550円
和室 1	190円	220円	250円	440円	470円	690円
和室 2	210円	240円	270円	490円	520円	770円
調理室	590円	670円	760円	1,350円	1,440円	2,120円
工作室	460円	530円	590円	1,060円	1,120円	1,650円
ホール 1	580円	670円	750円	1,340円	1,420円	2,090円
ホール 2	670円	770円	870円	1,550円	1,640円	2,420円
ホール 3	870円	990円	1,120円	1,990円	2,110円	3,110円
ステージ	510円	590円	660円	1,180円	1,250円	1,840円

備考

- 1 使用者が交流センターを営利目的で使用する場合における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ4を乗じて得た額とする。
- 2 使用許可時間又はこの表に定める使用時間を超過して使用する場合における使用料の額は、超過時間1時間までごとに、当該使用区分に係る基本使用料の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 3 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 分館

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
大研修室	1,170円	1,340円	1,500円	2,680円	2,840円	4,180円
小研修室 1	260円	290円	330円	590円	630円	930円
小研修室 2	260円	290円	330円	590円	630円	930円

和室 1	210円	240円	270円	490円	520円	770円
和室 2	170円	190円	220円	390円	420円	620円
防音室	320円	360円	410円	730円	780円	1,140円
児童室	160円	190円	210円	380円	400円	590円
調理室	580円	670円	750円	1,340円	1,420円	2,090円

備考 別表の 1 の表備考の規定は、この表において準用する。

(提案理由)

地域の生涯学習及びまちづくりの振興を図るとともに、ふれあいと交流を通じて活力ある地域社会を創造することを目的に、廿日市市宮島まちづくり交流センターを設置し、その管理に関して必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第78号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和2年9月8日

廿日市市長 松本 太郎

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和42年条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 3 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。
- 4 前項の手当の額は、従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、従事した日1日につき4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する場合に、当該作業の危険性及び特殊性を考慮し、防疫等作業に係る特殊勤務手当の特例を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第79号

廿日市市産業振興基本条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和2年9月8日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市産業振興基本条例の一部を改正する条例

廿日市市産業振興基本条例（平成28年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律において中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律が廃止されることなどに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 8 0 号

廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 9 月 8 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において子ども・子育て支援法の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 83 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市市民センター条例（昭和 47 年条例第 2 号）第 15 条の規定により、次のとおり廿日市市佐方市民センターの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 8 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 公の施設の名称
廿日市市佐方市民センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
廿日市市佐方一丁目 4 番 28 号
佐方アイラブ自治会
会長 新 田 茂 美
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

廿日市市佐方市民センターの指定管理者の指定期間が、令和3年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 84 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市市民センター条例（昭和 47 年条例第 2 号）第 15 条の規定により、次のとおり廿日市市串戸市民センターの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 8 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 公の施設の名称
廿日市市串戸市民センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
廿日市市串戸二丁目 13 番 13 号
串戸地区自治協議会
会長 市 里 尚 弘
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

廿日市市串戸市民センターの指定管理者の指定期間が、令和3年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 85 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 8 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 財産の表示

品 名 タブレット端末

数 量 1, 000 台

2 取得価格 44, 000, 000 円

3 相手方 広島市南区皆実町一丁目 10 番 2 号

株式会社 ソルコム

I T 事業本部 ソリューションビジネス部

ソリューションビジネス部長 福 島 淳 二

(提案理由)

廿日市市立の小学校17校及び中学校10校に整備する備品を取得しようとするものであるが、買い入れようとする備品の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 86 号

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、次の者を廿日市市固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

令和 2 年 9 月 8 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

氏 名 佃 祐 世

(提案理由)

廿日市市固定資産評価審査委員会の委員佃祐世の任期が、令和2年9月30日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

令和2年9月8日提出

廿日市市長 松本 太郎

氏名 新居 克己

氏名 白築 京子

氏名 山本 紀枝

氏名 島 雅夫

(提案理由)

人権擁護委員新居克己、佐々木三郎、白築京子及び山本紀枝の任期が、令和2年12月31日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。